

## 平成21年度第37次宇都宮市住居表示等審議会（第2回）会議録

### 1 議題

- (1) 鶴田町の一部の区域をもって、新たに町の区域を設定し、住居表示を実施することについて
  - ①町の区域について
  - ②町の名称について
- (2) 当該区域を所管する事務所を定めることについて
- (3) 区域内住民の意見収集について
- (4) その他

### 2 開催日時

平成21年9月28日（月曜日）開会 午前10時 閉会 午前10時50分

### 3 開催場所

宇都宮市役所 14階 14A会議室

- 4 出席委員 岡田好行委員、小林幸雄委員、篠崎茂雄委員、添田包子委員、鷹觜芳男委員、八城光男委員、宇賀神光夫委員、岡安規男委員、菊池武美委員、安納實委員、中島光一朗委員、阿久津勝彦委員

- 5 欠席委員 熊谷浩一委員、木村昇二委員、島田弘二委員

- 6 幹 事 塚田浩西部区画整理事業課長

- 7 事務局 市民生活部及び市民課職員

- 8 公開・非公開の別 公開

- 9 傍聴者 なし

### 10 会議の状況

会長 ただいまから、第37次宇都宮市住居表示等審議会第2回会議を開催いたします。本会議は公開が原則となっております。

はじめに、本日の会議の定足数などについて事務局から報告願います。

事務局 本日の出席委員数は、12人でございます。委員定数の半数以上の委員の皆様が出席されており、宇都宮市住居表示等審議会規則第4条第2項に規定する定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立していることをご報告いたします。

なお、熊谷委員、木村委員、島田委員は、本日、所要のためご欠席させていただきたいとのご連絡をいただいております。

以上で報告を終わります。では、会長よろしくお願ひいたします。

会長 本日の会議は、要件を満たしているということでございます。それでは、本日の会議録署名委員の選任を行います。会議録署名委員には、篠崎委員と菊池委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員 異議なしの声あり。

会長 ご異議ございませんので、篠崎委員、菊池委員、よろしくお願ひいたします。

- 会長 第1回審議会では、「鶴田町の一部の区域をもって、新たに町の区域を設定し、住居表示を実施すること」、「当該区域を所管する事務所を定めること」につきまして、市長より諮問を受け、現地視察などを行いました。
- 本日は具体的な審議に入っていきたいと思いますが、前回、スケジュールについて協議しましたとおり、本日は、当審議会の案を決定し、日を改めまして、原案を区域内住民の皆様に説明し、意見集約を行った結果などを踏まえまして、次回の第3回審議会で答申案を決定してまいりたいと考えております。
- まず初めに、「鶴田町の一部の区域をもって、新たに町の区域を設定し、住居表示を実施すること」について審議したいと思います。
- 会長 それでは、はじめに「町の区域について」を議題といたします。
- 町の区域につきまして、委員の皆様からご意見をいただきたいと思いますが、町の区域を審議するに当たりまして、宇都宮市の町の区域の定め方を確認する必要がありますので、事務局から説明願います。
- 事務局 まず、本市における町の区域の定め方についてご説明いたします。お手元の桃色の冊子「住居表示のしおり」2ページをご覧ください。
- 「宇都宮市住居表示整備実施基準」に規定されておりますが、まず、「1. 町・街区の境界」にありますとおり、町の境界は、道路、鉄道、河川、水路その他恒久的な施設等によって定めることになっております。
- また、「2. 町のかたち・大きさ」にありますとおり、町のかたちは、その境界が複雑に入り組んだり、飛地が生じたりしないように、簡明な境界線で区画され、町の大きさは、おおむね商業地域で66,000m<sup>2</sup>、住宅地域で132,000m<sup>2</sup>となっております。
- なお、国からの通知などによりますと、町の規模の基準の適用に当たっては、地域社会の実態についても配慮し、300,000m<sup>2</sup>程度を最大級の町の規模とすることとされております。
- 以上で、町の区域の定め方の基準についての説明を終わります。会長、よろしくお願ひいたします。
- 会長 ただいまの町の区域の定め方の基準を踏まえまして、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。
- 委員 町の区域につきましては、「宇都宮市住居表示整備実施基準」に沿った定め方を事務局に出してもらい、それを基に審議するというのいかがでしょうか。
- 会長 ただいま、事務局に案があれば出してもらい、それを基に審議するという意見が出ましたが、皆様、ご異議ございませんか。
- 全委員 異議なしの声あり。
- 会長 事務局案はありますか。
- 事務局 ございます。

- 会長 それでは、事務局案の説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、新たな町の区域（案）についてご説明いたします。
- 今回の諮問区域につきましては、第1回審議会でご説明しましたとおり、「鶴田第1土地区画整理事業施行区域」でございます。区域内は、平成21年3月をもって、区画整理事業工事が概成しており、施行面積は約429,000m<sup>2</sup>、市郊外の閑静な住宅地となっております。
- 先ほどご説明しました町の大きさの基準に従えば、3つに区分することが適当であると考えております。
- それでは、前方のスクリーンをご覧ください。この区域内の町の境界となる恒久的な施設としましては、区域内を東西に走る宇都宮・水戸線、区域内の西側を縦断する宇都宮環状線、区域内東側を縦断する鶴田・宝木線と駒生川がございます。
- 「宇都宮市住居表示整備実施基準」の規定に基づきますと、2つの案が考えられます。まず、案1でございますが、宇都宮環状線と宇都宮・水戸線により3つの町に分けるものでございます。続いて案2でございますが、宇都宮環状線と鶴田・宝木線により3つの町に分けるものでございます。既存の自治会活動の区域などを考慮し、地域のコミュニティが分断されないこと、将来の当該区域周辺の住居表示実施を想定した場合、3つの町全てが鶴田第2地区に接しているほうが、町の区域を拡張することができ、町のかたちや大きさを調整しやすいうことなどの理由から、事務局といたしましては、こちらの案2が妥当ではないかと考えております。
- 以上で、町の区域（案）の説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。
- 会長 事務局案の説明が終わりました。宇都宮環状線と鶴田・宝木線で3つに分けるということですが、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
- 委員 ただいま説明のありました2つの案は、どちらも良い案だと思いますが、今後、地域の活性化に結びつくようなまちづくりを目指していくためには、自治会やコミュニティが大きな役割を果たすことになるのではないかでしょうか。
- 委員 私は、富士見地区連合自治会の会長ですが、現在、富士見地区全体で自治会は31ありますが、そのうち20の自治会の住所の表示は鶴田町となっています。だいたい、戸数で言いますと3,000戸程度あります。地区内に鶴田町だけで3,000戸ありますと、地番が飛々になっており、とてもわかりづらく、非常に不便を感じております。
- 地元の自治会同士による住居表示実施に向けた話し合いの中では、自治会活動などに支障の少ない案2が適当であるとの意見で、地区内はまとまっております。今後、鶴田第1地区だけでなく、区画整理が

進行している鶴田第2地区を含めて、町名などについて自治会活動に支障をきたさない程度に話し合っていきたいと思います。ぜひ、委員の皆様にも慎重にご協議していただければありがたいと存じます。

会長 ただいま、委員から案2が適當ではないかというご意見がございましたが、事務局から補足説明などがあればお願ひいたします。

事務局 先ほどもご説明申し上げましたとおり、全体のまちづくりと申しますと、新しい町が出来るということもありますが、新しい町になって、元のコミュニティが分断されてしましますと、これからまちづくりがうまくいかないと思いますので、事務局といたしましては、ただいまご説明しましたとおり、既存のコミュニティが分断されないようなまちづくりを勘案いたしまして、案2が適當であると考えます。

会長 事務局から、改めて案2が適當ではないかという説明がありました  
が、ほかにご意見はございますか。

委員 他の事でもよろしいでしょうか。鶴田町は、鶴田駅から環状線周辺の内と外、西よりの広い地域です。今回、最初にこの区域を住居表示するわけですが、案としては、私はどちらもいい案だと思います。住居表示の実施に当たり、鶴田町全体をどうするのか、具体的な例があればお聞きしたいと思います。

事務局 会長、よろしいでしょうか。資料を用意させていただきます。水色で表示されている部分が鶴田町全体の大きさになっております。その中で、今回の住居表示を予定している鶴田第1地区は、編みかけで表示されており、町全体の真ん中あたりになります。第1地区の南側に青い線で囲まれた区域が、現在、区画整理が行われている鶴田第2地区になります。将来的に、第2地区についても第1地区と同様、区画整理が完了し、地元自治会からの要望が出されれば、住居表示の要件が整うことになります。それ以外の区域につきましては、町並みが整い、地元の方々の要望が出るなど、住居表示の要件を満たしたところから順次検討していく予定でございます。

委員 区画整理にかかわらず、鶴田町を全体的に住居表示することはできるのでしょうか。

事務局 住居表示の要件のなかに、住居表示実施済み地域に隣接している地域であることがございます。鶴田第1地区は隣接しておりますが、この地区的周辺には、まだ町並みが整わず、要件を満たしていない所がございます。宅地化は進んでいるが道路などが整備されていない、ほとんどが農地で開発が遅れているなど、地区ごとにばらつきがございます。

区画整理が終わりますと、要件はほぼ満たされることになりますので、区画整理が行われている地区につきましては、特に問題はありませんが、それ以外の地区につきましては、要件を全て満たしているかどうか検討しなければなりません。

- 委員 先ほど、要件を満たしたところから住居表示を実施するとのお話でしたが、今回は鶴田第1地区だけですか。
- 事務局 はい。現在、住居表示の要件を全て満たしているのは今回の諮問区域だけになります。
- 委員 今回、住居表示をするのは鶴田第1ですよね。引き続き第2もやつしていくことになりますよね。今回、第1地区が鶴田町何丁目から何丁目までになるか分からぬけれども、引き続き第2も鶴田町何丁目になった場合、9丁目まで使い切ってしまうのではないでしょか。9丁目以降は、新しい町名を作るのでしょうか。
- 会長 新たな町の名称についてのご意見になりますが、事務局から何かありますか。
- 事務局 町の名称につきましては、この後ご審議いただく予定となっておりますが、今回、提示しました町の区域案は、将来、第2地区の区画整理が完了し住居表示が実施されることを想定したものです。案に従えば、第1地区で3丁目まで使うことになりますが、第2地区は第1に比べて面積が約2倍ありますので、仮に同じ町の名称を使用したとしても9丁目まで収まることになります。
- 委員 第2地区の話をして申し訳ないのですが、私の要望としましては、鶴田という町名は是非残してほしいと思っていますが、第2地区で9丁目までいって足りなくなってしまうことはありませんか。
- 事務局 仮に、第1地区と第2地区で同じ町の名称を使った場合でも、9丁目まで使えば両地区が全てカバーできる形になります。
- 委員 たとえば、鶴田駅周辺の区域が住居表示され、住民の方が鶴田という町名を残してほしいとなった場合、第二鶴田とかになる可能性もありますか。
- 事務局 今回は、鶴田第1地区に限り町の区域・名称をご審議いただいておりますので、また別の機会にご説明いたします。よろしいでしょうか。
- 委員 先ほどの事務局の案2を見せていただきましたが、学区がどのように決められているのか教えていただけますか。
- 事務局 こちらが小学校の学区の図面になっております。現在の学区につきましては、こちらが鶴田第1地区で、ほとんどが富士見小学校となっております。南西の区域が姿川第二小学校、北西の区域が明保小学校となっており、全体で3つの学区に分かれています。学区につきましては、住居表示実施後も今までのエリアがそのまま継続されると確認しております。
- 委員 町の区域が変わっても、学区が変わらないのであれば、地域のコミュニティが分断されないという点からも案2がよいのではないでしょか。

- 委員 学区もおおむね分断されることもなく、周辺の区域の将来像についてもある程度考慮されているので、事務局の提示した案2の方がよいと思います。
- 会長 よろしいでしょうか。ただいまコミュニティや学区の問題を含めまして、いろいろなご意見をいただきました。特ないようすで、町の区域につきましては、宇都宮環状線と鶴田・宝木線をもって3つに分けるということでご異議ございませんでしょうか。
- 全委員 異議なしの声あり。
- 会長 ご異議ございませんので、そのように決定させていただきます。
- 会長 続きまして、「町の名称について」を議題といたします。
- 町の名称につきまして、委員の皆様からご意見をいただきたいと思いますが、町の区域と同様に、宇都宮市の町の名称の定め方を確認する必要がありますので、事務局から説明願います。
- 事務局 それでは、もう一度「住居表示のしおり」の2ページをご覧ください。町の名称につきましては、「3町名の定め方」にありますとおり、できるだけ従来の名称、またはその地域における歴史、伝統、文化などからみて、由緒ある名称で、親しみ深く語調のよいものを選んで定めることとされています。
- 会長 以上で説明を終わります。会長よろしくお願ひいたします。
- 会長 ただいまの事務局の説明も踏まえ、町の名称につきまして、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。町の名称は、そこに住んでいらっしゃる方々にとって密接な関わりがあると思います。
- まず、地域を代表してご出席いただいております委員の方々にご意見をいただきたいと存じます。
- 委員 先ほど、町の区域のところでも申し上げましたが、「鶴田」という名称は、とても親しみやすく優しい町名ですので、地域として、ぜひ「鶴田」を残してもらいたいという意見が圧倒的です。また、鶴田第1・第2の区画整理が終わったらどうするかという話が出ましたけれども、それについては、またこれから地域で話し合っていきたいと考えております。
- 委員 歴史的な経緯から、由緒ある町名を後世に伝えていくことは非常に意義深いことと考えますので、私もぜひ「鶴田」を残してもらいたいと思います。
- 委員 私も長く鶴田に住んでいます。由緒ある「鶴田」という地名を残してもらいたいと思います。住民から、住居表示が実施されると、「鶴田」がなくなるのではという声も出ていましたので、審議会の意見として、町名は「鶴田」ということでお願いします。
- 委員 私も別な所に住んでいますが、ぜひ「鶴田」を残していただきたい。町全体の中で「鶴田」を残すことになった場合、今後、他の区域でも「鶴田」を残していく方向で協議していくことになるのでしょうか。

今回、鶴田町の住居表示についての最初の会議になりますので、我々が形式上、町名を決めるわけですが、将来にわたってこういう考え方だと残すべきではないかと思います。我々はそこまで考えて住居表示を決めたということです。おそらく、「鶴田」という名前が使えなくなる可能性もあるので、事務局のほうで何か考えがあれば、お話しいただきたいと思います。

- 事務局 さきほど、図面をご覧いただきましたとおり、今回の地区と今後予定されている鶴田第2地区につきましては、広い鶴田町の真ん中辺りに位置しております。周辺については、今後要件を満たし、住居表示を実施することになった場合、町の数が増え、町の名称などは使用できる範囲が限られてくることも予想されます。そこで、今回はシンプルな形で町の名称を決めていただきまして、周辺の区域が要件を満たした時点で、例えば、東、西、南を付けるなどバリエーションが可能な案で進めていければと考えております。
- 会長 今まで、町の名称案につきましては、「鶴田」を残してほしいというご意見をいただきましたが、他にございませんか。
- 委員 「鶴田」を残すことには賛成ですが、町名は「鶴田町何丁目」、「鶴田何丁目」のどちらになるのですか。
- 会長 今までの例を見ますと、町を付けずに何々何丁目という例が多くなっています。今回は「鶴田何丁目」という町名案になります。
- 事務局 もともと鶴田町も残る形になりますので、「鶴田町何丁目」よりは「鶴田何丁目」という名称のほうが、分かりやすく区別もしやすいと考えます。
- 委員 今回のケースにかかわらず、今まである鶴田町と区別するためには、「鶴田何丁目」のほうがよいのですか。
- 事務局 市の先例などでも、従来からある下栗町とは別に下栗1丁目がありますので、それにならいまして「鶴田何丁目」ということになります。
- 委員 さきほども、バリエーションで東西南北などがありましたが、新たに「新」を付けたり「本町」を付けたりする町名もありますよね。
- 会長 他にご意見はございませんか。よろしいでしょうか。他にないようですので、「鶴田何丁目」とした場合、実際に付けるとどうなるのか、事務局に補足説明をお願いします。
- 事務局 それでは、町の名称（案）について補足説明させていただきます。  
もう一度、前方のスクリーンをご覧ください。3つの町の区域は、町の規模を勘案したもので、当区域の一体性を考えますと、1丁目・2丁目・3丁目を用いて、同じ名称を使用するのが通常の考え方になります。
- なお、「何丁目」につきましては、「宇都宮市住居表示整備実施基準」に定めてありますとおり、住居表示基準点である旧市役所跡地に最も近いところを起点として放射状に配列するため、仮に「鶴田」という

名称を付けますと、画面右側（東）から順に「鶴田1丁目」、「鶴田2丁目」、「鶴田3丁目」になります。

以上で町の名称（案）についての補足説明を終わります。会長よろしくお願ひいたします。

会長 事務局の補足説明が終わりました。鶴田1丁目から3丁目とすることについて、ご意見、ご質問がございましたらお願ひいたします。

特にないようですので、町の名称につきましては、「鶴田1丁目」、「鶴田2丁目」、「鶴田3丁目」とすることによろしいでしょうか。

全委員 異議なしの声あり。

会長 ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

続きまして、「当該区域を所管する事務所を定めることについて」を議題といたします。

所管する事務所につきまして、委員の皆様からご意見をいただく訳ですが、事務局案があれば出してもらい、それを基にご審議いただくことで、いかがでしょうか。

全委員 異議なしの声あり。

会長 ご異議ございませんので、そのようにさせていただきます。事務局案はありますか。

事務局 ございます。

会長 それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、当該区域を所管する事務所を定めることについてご説明いたします。

その前に、所管する事務所についてご説明いたします。地区市民センター、出張所などには、住民票の写しや印鑑登録証明書などの発行業務、各種講座などの生涯学習的業務、まちづくりを支援する業務があります。これらの業務を行うに当たり、各々の地区市民センター、出張所などの管轄区域を決めています。

続きまして、当該区域を所管する事務所を定めることについてご説明いたします。これは、諮問区域に新たな町の区域及び名称が誕生することに伴いまして、所管する事務所を本庁、地区市民センターなどのいずれかに定めるものでございます。

諮問区域を含む鶴田町は、現在、姿川地区市民センターの所管であるため、従来の所管区域にならない、鶴田1丁目、2丁目、3丁目とも、所管する事務所は「姿川地区市民センター」と考えております。

以上で、「当該区域を所管する事務所を定めることについて」の説明を終わります。会長よろしくお願ひいたします。

会長 「当該区域を所管する事務所を定めることについて」の事務局案の説明が終わりました。ご意見、ご質問がございましたらお願ひします。

- 会長 特にないようですので、所管事務所につきましては、「姿川地区市民センター」とすることでご異議ございませんか。
- 全委員 異議なしの声あり。
- 会長 ご異議ございませんので、そのように決定させていただきます。
- ただいま原案が決定いたしましたが、町の区域・名称案につきましては、今後、区域内住民の方から広く意見を求め、当審議会として決定していく必要があります。
- 住民の方々の意見の集約方法について、まず事務局から案を出してもらい、それを基にご審議いただくことで、いかがでしょうか。
- 全委員 異議なしの声あり。
- 会長 異議なしということでございますので、事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局 ご説明の前に、資料を配付させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
- それでは「区域内の住民の皆様からの意見収集について」ご説明いたします。区域内住民の皆様の意見を広く求めるため、アンケート調査及び区域内説明会を実施してはいかがかと考えております。
- まず、アンケート調査についてご説明いたします。内容につきましては、お手元の資料2枚目の「アンケート調査票（案）」をご覧ください。調査票（案）にございますように、今回ご審議いただきました町の区域（案）、町の名称（案）などについてご意見をお聴きするものでございます。実施方法につきましては、9月末に事務局が調査票を各世帯に配付いたします。ご記入いただきました調査票につきましては、配付の際に同封いたしました返信用封筒にて、10月9日までに投函していただき、ご意見内容を事務局で集計したいと考えております。
- 続きまして、区域内説明会の開催についてご説明いたします。説明会では、区域内の皆様に、アンケートの集計結果を報告させていただくとともに、住居表示実施等についてのご理解を深めていただきたいと考えております。
- 内容につきましては、お手元にお配りしました資料最後のページにございます「会議次第（案）」のとおり、（1）住居表示実施の概要について、本日ご審議いただきました（2）新しい町の区域（案）と町の名称（案）についてですが、この中でアンケートの集計結果についてもご報告いたします。（3）区域を所管する事務所（本庁、地区市民センターなど）（案）についてご説明させていただきます。
- 日程等につきましては、10月22日木曜日夜の7時から1時間程度、宇都宮市子ども発達センターでの開催を考えております。「説明会のお知らせ」につきましては、9月末に事務局がアンケートと一緒に各世帯に配付し、市のホームページにも掲載しようと考えております。

アンケート結果及び説明会に参加された方々のご意見等は、次回の審議会でご報告させていただきたいと思います。

以上で、「区域内住民の皆様からの意見収集について」の説明を終わります。会長よろしくお願ひいたします。

会長 ただいま、事務局案の説明がありましたが、ご意見、ご質問がございましたら、お願ひいたします。

会長 特にございませんか。それでは、区域内住民の方々の意見収集方法について、アンケートを実施し、説明会を開催することで、ご異議ございませんか。

全委員 異議なしの声あり。

会長 ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

以上で、議事につきましては終了とさせていただきます。

それでは、次に「その他」でございますが、事務局から、次回の開催予定日などについて説明をお願いいたします。

事務局 次回の開催予定ですが、11月5日に第3回審議会を開催し、区域内住民の皆様の意見収集の結果報告と答申案の決定を予定しております。以上でございます。

委員 午前か午後かは決まっていないのですか。

事務局 11月5日につきましては、本日と同じ、午前10時から14A会議室での開催を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

会長 ただ今、事務局から説明がありましたとおり、次回開催は11月5日といたしますので、お忙しいとは存じますが、ご出席くださいますようよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、本日の会議を閉会といたします。ご協力いただきましてありがとうございました。

会議録署名委員

菊地武美

会議録署名委員

篠崎茂雄